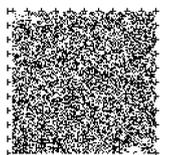
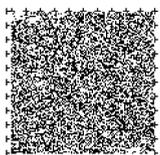


第4章 計画の基本的な考え方





第4章 計画の基本的な考え方

1 基本目標と方針

本計画では、「みたか高齢者憲章」の理念を実現するための基本目標と、基本目標を実現するための6つの基本方針を定めます。

(1) 基本目標

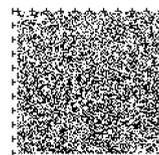
今後、生産年齢人口の減少により更なる高齢化が進むことが見込まれる中で、高齢者一人ひとりが、健康であっても、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で尊厳を保持しつつ、安心して、自分らしい生活を継続していくため、地域における支え合いの仕組みである地域包括ケアシステムについて、包括的な支援体制の構築や医療と介護の連携強化などにより、より一層推進していきます。

また、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指します。

～基本目標～

地域共生社会の実現

～高齢者一人ひとりが尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域で、
安心して年齢を重ねることができるよう、
地域の住民や多様な主体が参画し、
互いに支え合い、助け合い、頼り合えるまち～

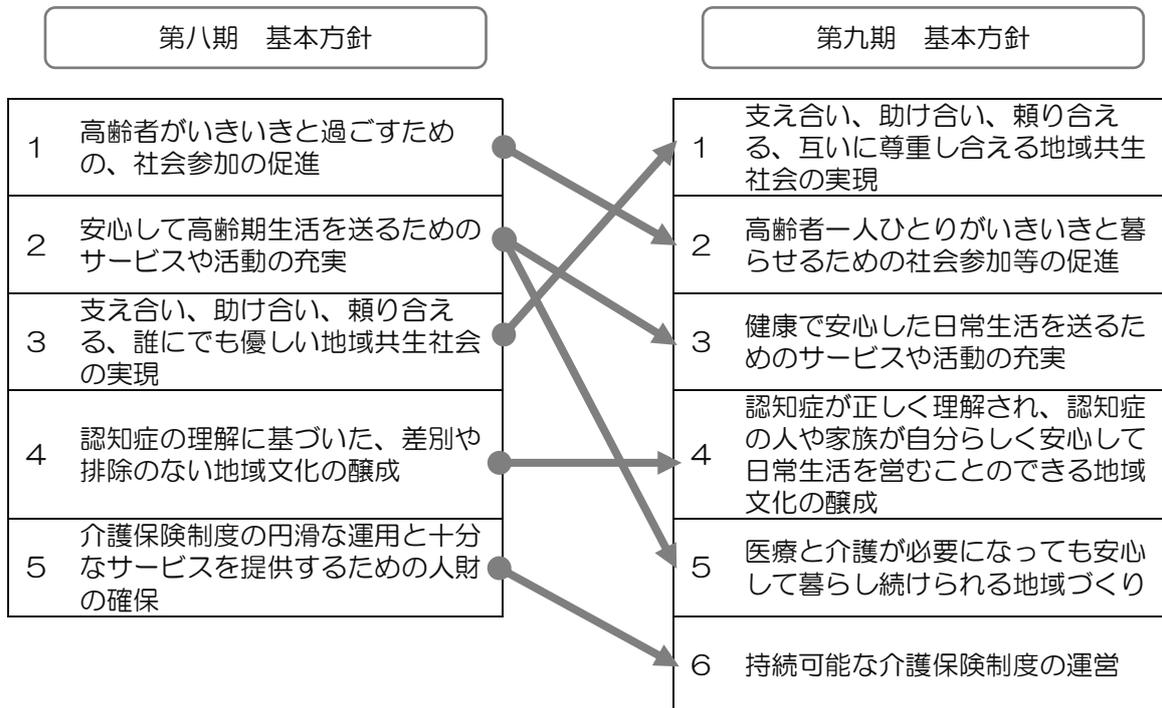


(2) 基本方針

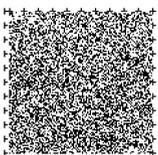
本計画の基本目標である地域共生社会の実現に向けて、次の6つの基本方針を定めます。

- 基本方針1 支え合い、助け合い、頼り合える、互いに尊重し合える地域共生社会の実現
- 基本方針2 高齢者一人ひとりがいきいきと暮らせるための社会参加等の促進
- 基本方針3 健康で安心した日常生活を送るためのサービスや活動の充実
- 基本方針4 認知症が正しく理解され、認知症の人や家族が自分らしく安心して日常生活を営むことのできる地域文化の醸成
- 基本方針5 医療と介護が必要になっても安心して暮らし続けられる地域づくり
- 基本方針6 持続可能な介護保険制度の運営

『第八期計画』と『第九期計画』の基本方針の比較



第八期計画では5つの基本方針を設定し、地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現を目指してきました。第九期計画でも、その理念は継承しつつ、施策の体系をより分かりやすいものに見直しました。



(1) 支え合い、助け合い、頼り合える、互いに尊重し合える地域共生社会の実現

近年、高齢者を取り巻く課題は複雑化・複合化してきており、そうした支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の構築が必要となっています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」及び、支え合いの仕組みである「地域ケアネットワーク」の深化・推進を図ります。

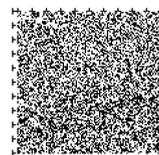
また、三鷹市では一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、地域の見守りや支え合い、助け合いの一層の強化が必要とされています。地域の住民や多様な主体（医療機関、介護サービス事業者、ボランティア団体、市民団体、NPO法人、地域の企業等）が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、支え合い、助け合い、頼り合える地域とともに創っていくための体制づくりを推進します。

計画の体系「1 地域共生社会の実現のための体制づくり」へ

主要な取組

◇ 地域における身近な相談体制の充実（計画体系1 - 3 - ①）

地域における高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの機能の周知と充実を図ります。高齢者の総合相談に応じるほか、三鷹市との協働で高齢者総合調整会議や権利擁護センターみたかの事例検討会等を活用しながら、困難事例等への対応を図ります。また、多職種や地域住民との協働により地域包括ケア会議を開催し、個別課題の検討から地域のニーズを把握し、政策提言につなげます。課題抽出や解決策の検討方法を見直すことにより、効果的な政策提案を目指します。



(2) 高齢者一人ひとりがいきいきと暮らせるための社会参加等の促進

人生 100 年時代を迎え、高齢者がいつまでも元気で心豊かに過ごすため、自らの希望に応じた社会参加等を促進し、孤立化の防止と地域社会とのつながりを持ち続けることが重要です。

高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識や経験、能力を活かし、地域における様々な分野において、就労や地域貢献、生きがい活動等、それぞれの希望に応じた多様な社会参加等の機会を確保するなど、一人ひとりがいきいきと暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

計画の体系「2 社会参加等の促進」へ

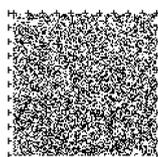
主要な取組

◇ 高齢者の就業支援事業の推進、生きがい活動の支援・充実（計画体系 2 - 1 - ①）

健康で就労への意欲があるにもかかわらず場所や機会に恵まれない高齢者に対して、シルバー人材センターやわくわくサポート三鷹と連携して、就業の場の開拓や情報提供を行い、高齢者の培ってきた知識や技能を活かした就業機会の拡充に努めます。

また、地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手として、高齢者が培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人と団体とのマッチング推進事業の充実を図り、生きがい活動に対する支援を推進します。

さらに、高齢者を含む市民等の学習機会の拡大を図るとともに、主体的な学習活動を支援します。また、「スポーツを通じた心と体の健康都市づくり」の実現のため、「健康・スポーツの拠点」であるSUBARU総合スポーツセンターを中心に、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、「健康・体力相談事業」を指定管理者との連携により推進します。



(3) 健康で安心した日常生活を送るためのサービスや活動の充実

高齢者の中でも特に後期高齢者は、「慢性疾患や複数の疾病を持つ」、「要介護状態になるリスクが高い」等の特徴があります。新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などを経験したことにより、早期からの健康づくりやフレイル予防、慢性疾患の適切な管理に取り組む必要性が改めて認識されました。高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービスにつなげるコーディネート機能の充実を図るとともに、医療専門職によるアドバイスを効果的に取り入れ、データを活用したPDCAサイクルに沿った介護予防の取組を推進します。

計画の体系「3 介護予防・健康づくりの充実・推進」へ

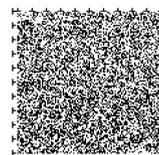
主要な取組

◇ 早期からの健康づくり・介護予防の推進（計画体系3-1-①）

健康寿命の延伸を目標に、要介護状態になる前から積極的に健康づくりに取り組めるよう、三鷹市介護予防体操「(通称) うごこっと体操」の周知と、一般介護予防事業として実施している介護予防教室の充実に努め、心身の健康の維持増進を図ります。また、健診データを分析・活用した健康課題に基づく効果的な事業を展開し、他の介護予防事業との連携に努めます。

特に、75歳以上の後期高齢者については、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険制度の介護予防事業を一体的に実施することで、より効果的かつきめ細やかな支援による高齢者の健康保持・増進を図ります。

高齢者をはじめとする地域住民が、他者とのつながりの中で主体的に「通いの場」等の多様な社会参加を継続できるよう支援するとともに、各事業の連携により「通いの場」づくりを推進します。健康なうちから地域の活動に参加する高齢者を増やすことにより、高齢者の孤立を予防し、地域とのつながりの強化を図ります。



(4) 認知症が正しく理解され、認知症の人や家族が自分らしく安心して日常生活を営むことのできる地域文化の醸成

高齢者実態調査では、「認知症になってもその人の意思を尊重できる」という肯定的な回答とともに、認知症になったときの生活に不安を感じていることがうかがえる回答も多くありました。

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、令和5年通常国会では「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、今後、国による「認知症施策推進基本計画」の策定も予定されています。認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく、尊厳と希望を持って暮らし続けられるよう、認知症の早期発見・早期対応のための体制強化や、認知症サポーター、ボランティア、地域住民による見守りネットワークの構築など、「認知症にやさしいまち三鷹」の取組を推進します。

計画の体系「4 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進」へ

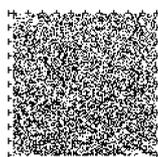
主要な取組

◇ 地域の連携による認知症高齢者への支援（計画体系4 - 1 - ①）

認知症の早期発見・早期診断体制を整備するとともに、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医、専門医療機関等との連携を図ります。

◇ 認知症の人本人とその家族への支援（計画体系4 - 1 - ②）

認知症の人本人とその家族への支援を目指し、広く市民に向けた普及啓発に取り組むほか、家族のための介護教室や介護者交流事業などを実施します。認知症施策全般において、認知症当事者の意見を尊重することにより、認知症の人本人とその家族に寄り添い、地域で支える「認知症にやさしいまち三鷹」のより一層の推進を図ります。



(5) 医療と介護が必要になっても安心して暮らし続けられる地域づくり

医療や介護が必要な高齢者が、できる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるためには、医療と介護のサービスが効果的に提供される必要があります。令和5年12月に開設した福祉Labo どんぐり山では、最新のイノベーションと質の高い人財の育成・発掘を通して、三鷹市の医療と介護の提供体制を強化していきます。

また、在宅医療・介護連携推進事業の成果が現れはじめたこの流れを途切れさせることなく、引き続き関係機関等と連携し、多職種の協働による医療・介護の一体的な提供を推進します。

計画の体系「5 在宅医療・介護の推進体制の強化」へ

主要な取組

◇ 企業・大学等との協働による先進的な技術・サービスの実装（計画体系5 - 1 - ②）

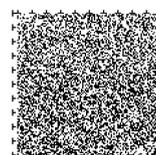
在宅医療・介護研究センターにおいて、企業や大学等との協働により、高齢者やその家族の在宅生活を支える研究開発や最新技術の活用を推進します。

◇ これからの高齢社会に求められる人財の育成（計画体系5 - 1 - ②）

介護人財育成センターにおいて、介護人財不足の解消とこれからの高齢社会に求められる人財を育成するための各種研修や、介護を行う市民向けの研修等による介護人財の裾野拡大に取り組みます。また、介護サービス事業者を支援する取組を行います。

◇ 在宅生活の継続を支援するための市独自サービスの提供（計画体系5 - 1 - ③）

生活リハビリセンターにおいて、在宅生活を希望する高齢者やその家族を支援する三鷹市独自のサービスを提供します。同センターにおいて、在宅医療・介護研究センターや介護人財育成センターの実践や実証に取り組みます。



(6) 持続可能な介護保険制度の運営

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を本計画期間中に迎え、更にその先を展望すると、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年には、生産年齢人口の減少が加速する一方、介護ニーズの高い 85 歳以上人口は増加傾向が続きます。

要介護認定者の増加に対応した必要な介護サービスが提供できるよう、介護サービス及びその基盤の充実に努めるとともに、介護保険制度が持続可能性を確保しながら円滑に運営されるよう、介護・福祉ニーズの適切な把握、介護給付の適正化、介護サービスの質の向上等に取り組みます。

介護ニーズが増加していく一方、生産年齢人口の減少が進むことで、介護人財が加速度的に不足しており、介護人財の確保は喫緊の課題です。介護人財の確保に向けて、離職防止・定着促進のための働きやすい環境整備の支援、介護職の魅力向上の支援等を行うとともに、介護現場の業務効率化による職員の負担軽減の支援等を推進します。

近年の災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、こうした災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続して提供できる体制が構築できるよう、引き続き関係機関との連携のもと、取り組みます。

計画の体系「6 持続可能な介護保険制度の運営」へ

主要な取組

◇ 在宅サービス基盤の充実（計画体系 6 - 2 - ①）

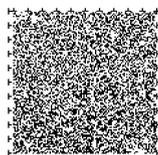
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス等の充実やサービス提供を支える人財の確保を図るとともに、在宅サービス基盤の中心となる、介護支援専門員不足の解消に向けて取り組みます。

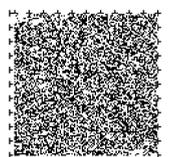
◇ 介護人財確保の支援（計画体系 6 - 5 - ②）

介護サービス事業者と連携を図りながら、介護人財確保等の状況を把握し、効果的な支援策を実施します。また、介護人財の裾野を広げる取組を行うとともに、外国人人財の受入支援、潜在的介護人財の復職・再就職支援等を行うことにより、多様な介護人財の確保につなげます。

◇ 災害・感染症発生時の連携体制の整備（計画体系 6 - 6 - ②）

災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

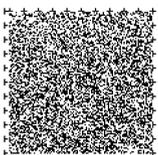




3 計画の体系

【大項目】

【中項目】



【小項目】

①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進 ②介護・福祉ニーズの適切な把握

①関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

①地域における身近な相談体制の充実 ②地域共生社会に向けた包括的支援 ③地域の見守り体制の充実と発展

①高齢者の住まいの安定的な確保 ②日常生活や社会活動への参加を支援する環境整備

①高齢者の就業支援事業の推進、生きがい活動の支援・充実

①地域福祉の担い手としての活動支援

①早期からの健康づくり・介護予防の推進

①介護予防・生活支援サービスの充実 ②生活支援体制整備事業の推進

①地域の連携による認知症高齢者への支援 ②認知症の人本人とその家族への支援

①権利擁護センターみたかの運営の充実と成年後見制度の推進 ②高齢者虐待防止の充実

①企業・大学等との協働による先進的な技術・サービスの実装 ②これからの高齢社会に求められる人財の育成 ③在宅生活の継続を支援するための市独自サービスの提供

①在宅医療・介護連携の体制の整備

①安心した在宅生活の支援 ②家族介護者への支援

①介護保険事業の円滑な運営

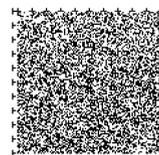
①在宅サービス基盤の充実 ②施設等サービス基盤の充実

①給付適正化の推進 ②要介護認定の公平性の確保 ③適正な保険料の設定

①第三者評価事業の推進と支援 ②介護サービス事業者に対する指導監査等 ③事業者情報の提供・公開の促進 ④介護保険事業者連絡協議会との連携

①離職防止・定着促進支援 ②介護人財確保の支援 ③介護職の魅力向上支援 ④業務効率化の支援

①災害・感染症への備えの充実 ②災害・感染症発生時の連携体制の整備

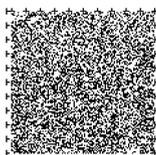


三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画（イメージ図）

高齢化が進んでいく中で、高齢者一人ひとりが、健康であっても、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で尊厳を保持しつつ、安心して、自分らしい生活を継続していくために、地域における支え合いの仕組みである地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。また、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指します。

本計画において、「地域共生社会の実現～高齢者一人ひとりが尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域で、安心して年齢を重ねることができるよう、地域の住民や多様な主体が参画し、互いに支え合い、助け合い、頼り合えるまち～」の基本目標のもと、6つの基本方針に基づき施策を展開します。

◇三鷹市の目指す地域共生社会



(1) 基本目標の達成に向けた成果指標

本計画の基本目標である「地域共生社会の実現」の達成に向けた効果を測るため、計画の体系の大項目ごとに、次の成果指標を設定します。

大項目	成果指標	実績*	目標
地域共生社会の実現のための体制づくり	心配事や愚痴を聞いてくれる人がいない人の割合の減少	5.8%	5.0%
社会参加等の促進	生きがいがある人の割合の増加	54.2%	60.0%
	主観的幸福感が8点以上の人の割合の増加	47.0%	50.0%
介護予防・健康づくりの充実・推進	運動器機能リスクありの人の割合の減少	15.3%	14.0%
	身体活動習慣が週に1日未満の人の割合の減少	8.0%	6.0%
認知症高齢者の支援と権利擁護の推進	認知症になってもその人の意思を尊重できる人の割合の増加	60.8%	65.0%
在宅医療・介護の推進体制の強化	主な介護者の負担感のない人の割合の増加	29.0%	30.0%
	必要な時に十分な医療が受けられない不安がある人の割合の減少	38.4%	35.0%
	必要な時に十分な介護サービスが受けられない不安がある人の割合の減少	57.1%	55.0%
持続可能な介護保険制度の運営	職員の過不足状況（全体）について充足している事業所の割合の増加	27.6%	35.0%

※令和4年度三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査結果

